



小児慢性特定疾病医療費の申請に マイナンバーが必要です

ポイント①

受付窓口でマイナンバーを確認します

窓口で申請を行う際、次の方法でマイナンバー(個人番号)の確認を行いますので、あらかじめ、必要な書類をご準備ください。

※原則として、小児慢性特定疾病医療費支給の申請者になれるのは、
保護者(児童が加入している医療保険の被保険者等)に限られます。

★本人(保護者)が申請する場合・・・次の①又は②のいずれかをご提示ください。

① 申請者(保護者)の「個人番号カード」

個人番号カード
の見本⇒

1枚で番号確認と
身元確認が
できます。



② (ア) 及び (イ)

(ア) 申請者(保護者)の「個人番号付きの住民票」又は「通知カード」※



(イ) 申請者(保護者)の顔写真付き身分証(運転免許証、パスポート等)

〈顔写真付きの書類がない場合は、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書や官公署から発行・発給された書類等を2つ以上ご準備ください〉

※通知カードについては、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用できます。

★ 代理人（法定代理人等）が申請する場合・・・以下の①～③をご提示ください。
※提出のみ代行の場合は不要です。

- ① 申請者本人から代理人への委任状、又は申請者本人の身分証明書
- ② 代理人の身分証明書
- ③ 申請者本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等

ポイント②

申請書にマイナンバーの記入が必要です

窓口にお越しの際は、あらかじめ準備をお願いします。

新規申請書、更新申請書などをご提出の際は、

受診者が加入している健康保険によって、
記入するマイナンバーが異なります。

市国保、国保組合→同一保険加入者全員のマイナンバー

社保、共済組合→受診者と被保険者のマイナンバー

生活保護→受診者と保護者のマイナンバー

（※被用者保険の方は被保険者と受診者のマイナンバーをご記入ください。）

ご不明な点等ありましたら、お問合せください。

甲府市 子ども未来部 母子保健課

☎：055-237-8950